

**国本中央小学校区における飛地となっている通学区域について
第3回宇都宮市通学区域審議会（会議録）**

- 日 時 平成23年10月14日(金) 午後3時00分～午後4時00分
- 会 場 教育委員室
- 出席者
 審議会委員：中村委員（会長）、福田委員（副会長）、山島委員、関口委員、五十嵐委員
 勝田委員、小林委員、今井委員、渡辺委員
 事務局：教育長、教育次長、教育監、教育企画課長
 教育企画課地域学校園担当主幹、学校管理課長、学校教育課長
 学校健康課長、スポーツ振興課長、教育センター副所長
 教育企画課長補佐、教育企画課企画係長、事務局職員
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者 1名

- 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 事
 - (1) 第2回通学区域審議会の結果について
 - (2) 通学区域に関する地域懇談会の結果について
 - (3) 答申（案）について
 - 4 その他
 - 5 答 申
 - 6 閉 会

- 会議の概要
 - 3 議 事
 - (1) 第2回通学区域審議会の結果について
 - ・第2回会議録について原案のとおり了承
 - (2) 通学区域に関する地域懇談会の結果について
 - (3) 答申（案）について
 - ・事務局より説明後、審議 ⇒ 原案どおり承認

	取組の方向性(見直し案)	配慮事項
ア 宝野自治会区域	細谷小・宝木中学区に変更	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知の徹底 ・「指定校変更」についての周知及び手続きの簡素化
イ 宝木本町宝自治会区域		
ウ 宝木本町団地自治会区域		
エ 悟理道自治会区域		

オ その他 の区域	東部の民有地 (畑地)		
	北東部の民有地 (レオン自動機敷地)	晃宝小・国本中学区に変更	

5 答 申

- ・中村会長から、伊藤教育長へ答申書を提出

■ 意見の要旨

委 員： 答申案についてはよいと思うが、資料編の資料1（シミュレーション案）にある通学路の安全性に関する評価のうち、「道幅が狭く、見通しが悪い」と記載されている箇所については、「そのような状況ならば、なぜ改善策を打たないのか」「放置してよいのか」ということになるのではないかと思う。現に、晃宝小学校区の児童は、国本中学校へ通学する際に利用しており、もう少し地域住民にとって安心感を与える表現にするなど配慮が必要である。

また、今後、通学路の安全性について議論する際にも十分考慮する必要はある。

事 務 局： 表記について、十分配慮したい。

委 員： 「4その他」で取り上げられている野沢町2番地の一部の区域については、なぜ今回の諮問対象になっていないのか。

事 務 局： 今回の諮問は、国本中央小学校区における飛地となっている通学区域の在り方であったことから、この野沢町2番地の一部の区域については、見直し対象ではなかった。しかし、諮問対象地区の調査を進めていく中で、状況を把握し、諮問対象地区に近接していることや今後の宅地開発等の可能性などを踏まえ、併せて見直すことが望ましいと考えた。

委 員： 通学路の安全性についての評価は、防犯の観点も踏まえたものなのか。

事 務 局： 道路の現況について評価したものである。なお、今回の諮問対象地区内の通学路において、大きな事件・事故が起きていないということもあり、防犯にかかる評価については、記載していない。

委 員： 答申案の7ページに「指定校変更による就学にかかる手続きの簡素化」とあるが、これは市全体として簡素化を図るということか。

事 務 局： あくまでも、諮問対象地区における手続きの簡素化である。

委 員： 東部及び北東部民有地の状況を再度確認したい。

事 務 局： 東部は畑地であり、北東部はレオン自動機の敷地となっている。

委 員： 今回の諮問には直接関係しないが、今後児童数が増え、25学級以上の大規模校になった場合、どのように対応していくのか。

事 務 局： 現在、国においては、小・中学校全学年で35人以下学級の実現を目指している。すでに、小1については今年度から実施され、来年度は小2へ拡大する方向で動いている。

これまでは、学級数を基準として学校の適正規模を考えてきたが、本審議会において、今後、学校の適正規模の在り方について議論いただく必要があると考えている。

委 員： 「就学にかかる手続きの簡素化」とあるが、現在どのような手続きを行っていて、今後どのように簡素化していくのか。

事務局： 当該地区に居住する児童が晃宝小に就学する場合、「就学指定校変更許可基準」の中の「地理的理由」により、自治会または育成会への所属を証明する書類を添付し申請していただくようにしており、宝木本町団地自治会に所属している方が、晃宝小への就学を希望し申請を行う場合には、隣接する野沢東自治会長及び野沢みなみの育成会長の2名の方から証明をいただいている。

このような証明書類の提出は、市内のどの地区においても、「地理的理由」などで指定校変更申請を行う場合は必要であり、今後とも不可欠であると考えている。しかし、例えば、証明書類に捺印する方を2人から1人にするといったことなどにより、申請にかかる住民の負担軽減といった方法は考えられる。

会長： 答申については、原案どおりでよろしいか。

各委員： （異議なし）

会長： それでは、原案を答申とし、提出することとする。